

機関保証制度に関する諸規定（抜粋）

業 務 方 法 書	奨 学 規 程
<p>(奨学金の貸与に係る保証契約)</p> <p>第10条 奨学金の貸与を受けようとする者は、その貸与を受けるに当たり、法人（機構が指定する一の法人（以下「保証機関」という。）に限る。以下この項において同じ。）又は自然人1人（大学に相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）又は大学院に相当する外国の学校（以下「外国の大学院」という。））に入学又は留学したとき第二種奨学金の貸与を受けようとする者（以下「保証人」という。）を保証人に立てることを要するものとする。</p> <p>2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けようとする者と連携して債務を負担するものとする。</p> <p>3 第1項において、自然人を保証人に立てた者は、貸与期間終了のときにおいて当該第1項の保証人（以下「連帯保証人」という。）に加えて別の自然人1人を保証人に立てることを要するものとする。</p> <p>4 連帯保証人となる自然人は、貸与を受けようとする者が未成年者の場合（以下「未成年者」という。）にあっては、その保護者（民法（明治31年法律第9号）第818条に規定する親権を行う者又は第839条に規定する後見人をいう。以下同じ。）成年者の場合（以下「成年者」という。）にあっては、原則として、父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者とする。</p> <p>5 第3項の規定により保証人となる自然人は、独立の生計を営む者であって、原則として奨学金の貸与を受けた者の父母以外の4親等以内の親族とする。</p> <p>(保証機関に対する請求)</p> <p>第22条 機構は、要返還者のうち、機構が第10条に規定する保証機関と保証契約を締結している要返還者（外国の大学又は外国の大学院において修学するために第二種奨学金の貸与を受けた要返還者（以下「要返還者」という。）にあっては連帯保証人及び第10条第3項による保証人を含む。）が返還未済額を延滞しているときは、別に定めるところにより、保証機関に対し、その延滞している返還未済額及び延滞金の返還を請求するものとする。</p>	<p>(保証)</p> <p>第5条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年省令第23号。以下「省令」という。）第25条の規定に基づき、奨学生（奨学金の貸与が終了している場合は、要返還者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。））。以下この条及び第10条において同じ。）は、申込時の選択により次の各号に掲げるいずれかの保証を奨学金の貸与の開始から返還の完了までの間受けなければならない。ただし、外国の大学（省令第21条第1項第2号に規定する外国の大学をいう。第19条を除き、以下同じ。）又は外国の大学院（省令第21条第1項第3号に規定する外国の大学院をいう。第19条を除き、以下同じ。）で奨学金の貸与を受ける者及び令2条第1項に掲げる学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により設置されたものに限る。以下「貸与対象日本校」という。）に在学する者で外国の大学又は外国の大学院に留学（学生交流に関する協定等に基づく場合、留学により取得した単位が在学する貸与対象日本校の単位として認定される場合又は外国の大学院への留学で貸与対象日本校の学校長が当該留学を研究のための留学と認める場合をいう。）するため奨学金の貸与を受ける者については、次の各号に掲げるすべての保証を受けるものとする。</p> <p>(1) 第8条に規定する連帯保証人及び第9条に規定する保証人による保証</p> <p>(2) 財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）が実施する奨学金の返還に関する保証制度（以下「機関保証制度」という。）による保証（以下「機関保証」という。）</p> <p>(機関保証制度)</p> <p>第10条 奨学金の貸与について保証を行うことができる法人は、第5条第1項第2号に規定する保証機関とする。</p> <p>2 保証機関の保証は、奨学生との連帯保証とする。</p> <p>(保証機関への履行請求)</p> <p>第41条 第5条第1項第2号の保証を受ける要返還者が返還期限到来の日（期限の利益喪失日を含む。）から12月を経過してもなおその債務の全部又は一部の履行をしないときは、機構は保証機関に対して保証の履行を求めるものとする。ただし、特別の事由により必要があるときは12月を経ずして保証の履行を求めることができる。</p>